

I. 高齢者タクシー利用料金助成 事業を行っています

運転免許をもたない高齢者の方々が出外する際に利用するタクシー運賃の一部を助成します。

【助成内容】

1枚500円のタクシー助成券を年間48枚(2冊)交付します。

※10月1日以降は、交付枚数が24枚(1冊)となります。

【対象者】 次の①～⑤をすべて満たす方

①潮来市に住民登録されている方

②申請時において満75歳以上の方

③原動機付自転車等を含むすべての運転免許を保有していない方

④他の制度によりタクシー利用の助成等を受けていない方

⑤介護保険施設等に入所等されていない方

【使用上の注意】

・乗降車場所のいずれかが潮来市内であること

・1回の乗車につき1人1枚使用可能

【利用可能事業者】

日の出タクシー・潮来合同自動車・かすみタクシー・はなわタクシー・常南観光タクシー

《申請方法》

【持参するもの】

①本人申請の場合

- ・本人確認書類
(後期高齢者医療保険被保険者証等)
- ・印鑑

②代理人申請の場合

- ・①に記載の書類及び印鑑
- ・代理人の本人確認書類(運転免許所等)
- ・代理人の印鑑

※申請書は市の公式ホームページからダウンロードできます。

【申請場所】 市役所本庁舎 1階

3番窓口：高齢福祉課

【お問合せ】 高齢福祉課 高齢福祉グループ

☎ 63-1111 内線125

II. 運転免許の自主返納を 支援します

潮来市では運転免許を自主返納した高齢者にバスの乗車券を交付します。(1人1回限りとなります)

【支援の内容】

路線バスの乗車券を2万円分交付します。

(神宮あやめ白帆ライン・鹿行北浦ライン)

【対象者】 次のすべてを満たす方

①自主返納時に満75歳以上の方

※満74歳の方で運転免許の有効期限が満了する日の直前の誕生日の1ヶ月前から前日までに自主返納をした方を含みません。

②自主返納してから原則6ヶ月を経過していない方

《申請方法》

【持参するもの】

①本人申請の場合

- ・運転免許所の取消通知書の写し又は、運転経歴証明書の写し
- ・印鑑

②代理人申請の場合

- ・①に記載の書類及び印鑑
- ・代理人の本人確認証明書
(運転免許証、健康保険証等)
- ・代理人の印鑑

※申請書は潮来市ホームページからダウンロードできます。

※運転免許所の取消通知書や運転経歴証明書は、運転免許返納時に警察署か運転免許センターの窓口申請してください。(有料となります)

【申請場所】 市役所本庁舎 1階

3番窓口：高齢福祉課

【お問合せ】 高齢福祉課 高齢福祉グループ

☎ 63-1111 内線125

※運転免許自主返納に関することは警察署まで、お問合せください。